

発表番号 24

森林除染の課題と取り組み

～地域住民の安全と安心を目指して～

森林放射性物質汚染対策センター

事業第三係長 長尾 美穂

事業第七係長 藤代 和成

1 課題を取り上げた背景

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質が放出され環境の汚染が生じる事態が発生しました。これを受け、平成23年8月に「放射性物質汚染対処特措法」(略称)が制定され、ついで環境省により策定された除染関係ガイドラインにおいて、森林については生活圏から20m程度の範囲を目安に除染を行うことが示されました。このような状況を踏まえ、今年度より関東森林管理局の組織として発足した森林放射性物質汚染対策センター(以下、国有林除染センター)において、国有林内の除染に取り組んでいます。

今回の発表では、業務を通じて明らかとなった課題と取り組みを紹介します。

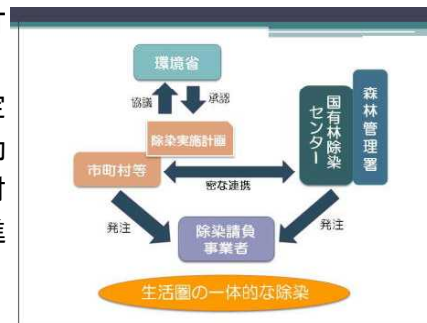


(図1) 森林除染範囲のイメージ

2 除染事業発注までの流れ

汚染状況重点調査地域における除染は、市町村が策定した除染実施計画に沿って行う必要があります。このため、国有林が所在する市町村に出向き、積極的な情報交換によって連携を図りながら、除

染の進め方等についての綿密な打合わせを行っています。その後、現地調査によって実施区域が確定でき次第、生活圏の一体的かつ効率的な除染を進めるため、市町村が発注した者と契約して事業を進めています。



(図2) 市町村、事業者及び国有林除染センター等の位置関係

3 課題と取組

喫緊の課題として①除染事業で行われる作業内容が画一的でない②市町村毎に除染事業に対する体制が異なる③仮置場の設置が進まないことが挙げられます。

①は現行の歩掛や除去量に差異が見られることから、実際の除染現場において功程調査を行っています。②は各自治体においても試行錯誤の中で除染を進めていることから、情報共有のための定例会の開催などにより、効率的かつ効果的な除染に向け、きめの細かい対応に努めています。③は仮置場の不足等により発生している課題で、現在、各市町村毎に様々な取り組みが行われており、国有林としても、個別の仕様書作成や積算を行い事業を行っています。

また新たな課題として、除染実施後の線量の変化等、様々な関心が寄せられていることを受け、事業を行う組織として、実際のデータの集積を継続して行っていきたいと考えています。

4 まとめ

森林除染については平成25年度も生活圏の空間線量の低減を図るべく実施することとしています。地域住民の安全と安心を目指し、引き続き市町村と連携した効率的かつ効果的な除染を進めていきます。